

- 態度に出でざること
- 8、採石賃金一屯に付現在丁賃貳拾六錢の五割増
 - 9、運搬賃金現在一臺九錢五厘の五割増のこと
 - 10、毎月共済組合決算を報告すること
- 火藥單價を現在の三割引とすること
- 右要求を受けたる下請人は翌三日之を拒絶したので従業員代表は更に請負人高木祥次郎に對し陳情したところ同人は、
- 第一項給料支拂を月二回とし、第十項を拒絶し賃金値上は四日回答することとし其の他の事項は之を容認し、翌四日更に請負人側は次の通文書を以て回答したのである
- 1、給料支拂日は毎月二十日及五日の二回とす
 - 2、配給所の物品は即時他下斷行す

- 3、一般従業員中より共済委員を出すことを認む
 - 4、現場係員は負傷者の取扱を親切にする
 - 5、休憩所は更に一箇所増設する
 - 6、現在の共済會を廢し従來の掛金は八月分の給料支拂日に全部支拂ふ
 - 7、採石賃金は一臺に付貳錢増額し運搬賃金を一割増額す
 - 8、火藥單價を一本より五厘値下す
- 本條項に對する再交渉は絶対拒絶すると共に本回答に具議ある者は就業を拒否す
- 右回答に對し従業員一同不穩の傾向ありし爲小倉警察署員並に製鐵所現場主任の勸告に依り請負人側は更に日傭労働者の賃金に對しては五分乃至一割の増額をなす、但し各人一律ならずと回答したるも、従業員側では賃金の